

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年八月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

<p>路 線 名</p>	<p>県道片柳川越線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>坂戸市大字塚越字八日市一〇五一番一地先から同市大字塚越字八日市一〇五三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年八月二十三日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十二年六月二十二日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長五七・二〇メートル。</p>